○高知市消防団協力事業所表示制度実施要綱

|  |
| --- |
| (平成21年3月1日告示第27号) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| |  |  | | --- | --- | | 改正 | 平成27年4月1日告示第76号 | |

|  |
| --- |
|  |

(目的)

第1条　この要綱は，本市の消防団活動に積極的に協力している事業所等に対して，表示証を交付するために必要な事項について定め，もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の定義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　事業所等　事業所又はその他の団体をいう。

(2)　協力事業所　消防団活動に積極的に協力している事業所等として市長が認定し，表示証を交付した事業所等をいう。

(3)　表示証　協力事業所に対して，消防団活動に協力する証として交付する所定の消防団協力事業所表示証をいう。

(4)　消防団長等　消防団長又は消防団活動を支援する町内会長，自治会長等をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条　協力事業所の認定を受けようとする事業所等は，高知市消防団協力事業所認定申請書（様式第1号）により，市長に申請するものとする。

2　消防団長等は，表示証を交付する事業所等について，当該事業所等の意思を確認の上，市長に推薦することができる。

(認定)

第4条　市長は，前条の規定による申請又は推薦があった場合において，当該事業所等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，協力事業所の認定を行うものとする。ただし，当該事業所等が消防関係法令に違反しているときは，認定をしないものとする。

(1)　従業員が消防団員として相当数入団している事業所等

(2)　従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等

(3)　災害時に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等

(4)　その他消防団活動に協力することにより，地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど，市長が特に優良と認める事業所等

2　市長は，消防団活動に協力していると特に認める事業所等がある場合において，前項各号のいずれかに該当するときは，協力事業所の認定を行うものとする。

(表示証の交付)

第5条　市長は，前条の規定による認定を行ったときは，当該事業所等に表示証（様式第2号）及び高知市消防団協力事業所表示証交付書（様式第3号）を交付するものとする。

2　他の市町村長との連名による表示証の交付については，別に定めるところによる。

(表示証の掲示等)

第6条　協力事業所は，表示証の原本又は写しを次に掲げる場所等に掲示又は表示するものとする。

(1)　協力事業所内の見やすい場所

(2)　パンフレット，チラシ，ポスター，看板，電磁的方式（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式をいう。）等により行う映像その他の広告

(表示証交付整理簿の備付け)

第7条　市長は，表示証の交付に際して，高知市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第4号）を備え付け，当該交付整理簿に協力事業所の名称，所在地，有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(認定の有効期間及び更新)

第8条　協力事業所の認定の有効期間は，2年とする。ただし，協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所の認定を受けた場合は，当該認定を受けた日から2年とする。

2　前項の有効期間の満了後引き続き協力事業所の認定を受けようとする事業所等は，認定の更新を受けなければならない。

3　協力事業所の認定の更新については，第3条及び第4条の規定を準用する。

(変更の届出)

第9条　協力事業所は，その名称に変更があったときは，速やかに高知市消防団協力事業所名称変更届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(認定の取消し)

第10条　市長は，協力事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは，当該協力事業所の認定を取り消すことができる。

(1)　協力事業所が事業を廃止又は休止したとき。

(2)　第4条第1項に掲げる基準を満たさないこととなったとき。

(3)　偽りその他不正な手段により協力事業所の認定を受けたとき。

(4)　その他協力事業所として認定することが適当でないと認められるとき。

2　市長は，前項の規定による取消しをしたときは，高知市消防団協力事業所認定取消し及び表示証返還通知書（様式第6号）により協力事業所に通知するものとする。

(表示証の返還)

第11条　協力事業所の認定の有効期間が満了し，又は前条第1項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は，速やかに第5条第1項の規定により交付された表示証を返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第12条　市長は，協力事業所の名称，高知市消防団への協力内容その他の事項について，広報紙等により公表するものとする。

(その他)

第13条　この要綱に定めるもののほか，この要綱の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成21年3月1日から施行する。

附　則(平成27年4月1日告示第76号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は，平成27年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

高知市消防団協力事業所認定申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

表示証

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

高知市消防団協力事業所表示証交付書

[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

高知市消防団協力事業所表示証交付整理簿

[別紙参照]

様式第5号　(第9条関係)

高知市消防団協力事業所名称変更届出書

[別紙参照]

様式第6号(第10条関係)

高知市消防団協力事業所認定取消し及び表示証返還通知書

[別紙参照]